

募集要項等に関する質問への回答

「廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託」の公募型プロポーザルに関する質問について、回答します。

No	資料名等	頁	区分			項目	質問内容	回答
5	募集要項	3	2	(6)	ウ	業務対象範囲	厨房設備等維持管理業務の業務範囲内にボイラー運転管理等業務やボイラー保守点検業務、玄関マット取替洗浄業務、ねずみ・昆虫等防除業務など、一般的には厨房設備企業ではなくて建物維持管理企業や運営企業が実施する業務も記載がありますが、これは建物維持管理企業または運営企業が市から一括受託して、その下請けの協力企業に再委託することを念頭に置かれての記載方法との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	7	3	(2)	イ	業務実施企業の参加 資格要件 イ厨房設備等維持管理業務を行う者	「(イ)平成28年～実績はSPCの代表企業もしくは構成企業として～」とございますので、例えば運営企業が代表企業を務めるSPCに厨房設備等維持管理業務の受託実績があり、かつ(ア)の入札参加資格要件を満たしていれば、運営企業も今回の参加資格要件は満たされるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	8	3	(3)	ケ	応募者の制限	「応募者のうち～協力企業として参加しようとする者は、複数の応募者の協力企業となることができる。」とございますのは、既設の厨房機器の製造メーカーが1社または1グループの構成企業となってしまうと、その製造メーカーの製品のオーバーホールや修繕費平準化の提案については、他の運営企業が提案できなくなってしまう、または提案上限価格以上にになってしまう懸念があることを危惧されて、厨房企業は協力企業になってくれた方が本件公募型プロポーザルに参加される運営企業数が複数社になるとの思いからとお見受けいたしますが、このような理解でよろしいでしょうか。	本施設では複数の製造メーカーの厨房機器を設置しています。既設の厨房機器の製造メーカーがある応募者の構成企業となった場合、他の応募者の協力企業となることができません。各製造メーカーの関係性は分かりませんが、市としては運営業務だけでなく、維持管理業務面においても広く提案を求めたいと考えているため、構成企業、協力企業どちらでも選択できるようにしています。